○紀の川市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱

令和３年３月１８日

告示第２８号

（目的）

第１条　この告示は、ごみ集積所の設置及び管理に関して必要な事項を定め、地域の良好な生活環境の保全に寄与し、ごみ収集作業の安全確保と効率化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　ごみ集積所　市がごみを収集するまでの間、ごみを一時集積しておくための場所をいう。

（２）　ごみ集積施設　ごみ集積所の内、第５条で定めるごみ集積施設の構造等に従って設置した施設をいう。

（３）　集約　複数のごみ集積所をまとめることをいう。

（ごみ集積所の利用世帯数）

第３条　ごみ集積所１箇所当たりの利用世帯数は、１０世帯以上とし、できるだけ多世帯で共同利用するものとする。ただし、山間部等世帯数の少ない地域又は市長が特に認めた場合は、この限りでない。

２　既設のごみ集積所を複数に分散し、新規にごみ集積所を設置することは、特別な理由がない限りできないものとする。

（ごみ集積所の設置場所）

第４条　ごみ集積所の設置場所の基準は次のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（１）　ごみ収集車が安全に収集作業を行える場所であること。

（２）　ごみ収集車が進入できる場所であること。

（３）　前面道路は、通り抜けできること。ただし、安全に方向転換ができる場合はこの限りでない。

（４）　歩行者及び通行車両の安全を確保できる場所であること。

（５）　道路とごみ集積所との間にガードレール、掲示物等の障害物又は縁石等の段差があり、収集作業に支障を来す可能性がある場合は、当該障害物又は段差を撤去又は切下げ等必要な措置を講ずること。

（６）　次に掲げる場所はできるだけ避けること。

ア　道路幅の狭い場所、交通量の多い場所、カーブ等見通しの悪い場所等

イ　ごみ収集車が道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第４４条に規定する停車及び駐車を禁止する場所に停車しなくてはごみを直接積み込むことができない場所

ウ　ごみ収集車が後退しながらごみ集積所へ進入しなければならない場所

エ　その他市長が適切ではないと判断した場所

２　ごみ集積所の設置場所について、次の事項の確認を必要とする。

（１）　土地の所有者、管理者等が同意していること。

（２）　隣接地及び近隣の関係者が同意していること。

（３）　利用者が同意していること。

（４）　やむを得ず道路敷、水路等の公共用地に設置する場合は、管理者と協議の上、許可を得ていること。

３　おおむね１００m以内に他のごみ集積所がある場合は、集約することに努めなければならない。

（ごみ集積施設の構造等）

第５条　ごみ集積施設の構造の基準は次のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（１）　鳥獣被害が無いよう、囲い、屋根等を備えたボックス型とすること。

（２）　開口部の間口はできるだけ大きく確保すること。

（３）　開口部からボックスの最も奥の位置に手が届き、安全に収集できる構造とすること。

（４）　開口部から手が届かない範囲にごみが置かれる場合は、ボックスの中に人が立ち入ることができる構造とすること。

（５）　ごみ集積施設の構造、設置状況等で危険とならないよう、安全対策及び注意喚起策を講じること。

（６）　雨水及び汚水を排水できる構造とすること。

（７）　車、歩行者等の危険防止のための設備が必要な場合はこれを設置すること。

（８）　その他収集に支障が無い構造とすること。

２　ごみ集積施設の容量は、利用者が排出するごみの量に応じ、十分な容量を確保すること。

３　ごみ集積施設は、強固なもので、５年以上使用できる耐久性を有すること。

（ごみ集積所の維持管理）

第６条　ごみ集積所の維持管理は、当該ごみ集積所の管理者、利用者等が責任を持って行うこと。

２　利用世帯以外からのごみの持込みをされないよう、対策を講じること。

（市長による指導）

第７条　第３条から前条までの規定に違反し、又は管理上不適当と認められるごみ集積所に対して、市長はごみ集積所の管理者に指導することができる。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、ごみ集積施設の設置に当たっては、市と十分な協議を行うこと。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に存するごみ集積所及びごみ集積施設については、この告示の相当規定により設置したものとみなす。